

教育平等の原則に關する考察

畠 山 豊 吉

序

教育平等の原則に基づく教育政策の樹立は、世界史を貫く教育發展の一大動向である。⁽¹⁾封建的、貴族的な絶対主義的教育政策においては、特権的階級的な教育制度がしかれ、教育の門戸は、民衆のためには開かれていなかった。又自由主義的教育政策においては、形式的自由權的な教育上の平等はあつても、實質的な保障は与えられていなかった。しかるに、社会主義的教育政策においては、教育平等の實質的保障が確立されるに至つて、⁽²⁾教育を受けることは、国民の権利として保障されるとともに、⁽³⁾諸制度の制定によつて、国家は、国民の教育權を實質的に保障するに至つたものである。

わが国の教育政策においても、教育平等の原則に基づく世界史的動向と期を一にしていることが知られる。即ち、日本国憲法第二六条第一項「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく、教育を受ける権利を有する。」と規定して教育政策の基本原則を明示し、更に教育基本法第三条第二項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨學の方法を講じなければならない。」と規定して、能力相応

の教育を受けることについて、経済的うらづけが保障されている点よりみて、わが国の教育政策は、社会主義的教育政策の類型に属するものといふべきである。

本稿においては、教育政策の正当性は、教育平等の原則に基づいて為されることによつて得られ、かかる教育政策の根本原則を、わが国教育關係法条項の解釈上の重要な諸点を明らかにすることによつて、明確にし、教育平等の原則に立脚する現行制度の検討を試みようとするものである。

註一 米英の新しい教育理念である「すべての若者に中等教育を」Education

for all Youth の推進。

ユネスコ憲章（一九四六・一一・四）前文「この憲章の當事國は、教育に關する万人に對する完全且つ平等な機會、客觀的眞理の拘束のない探究並びに思想及び知識の自由な交換」

同第二條「人種及び性にかかわらず又は、経済的もしくは社會的差別なしに教育の機會均等の理想を前進させるため、諸國民間に協力を設定すること」

吉川紀彦 昭和二六年 体系教育學大辭典 九四二頁 岩崎書店において

第一次大戦後の世界教育の一般的性格として、(1)従来の階級的教育のため設置された學校制度の廢止、(2)徹底的な教育の機會均等の實現と個人差を尊重する教育の強調、

中華民國憲法（一九四七・一・一）（第一五九條）「國民が教育を受ける機會は、すべて平等である。」

フランス第四共和國憲法（一九四六年）前文「國家は、兒童及び成年の教育、職業訓練及び修養に對する平等の機會を保障する。」

タリリン憲法（一九四八年修正）第二二一條、

ランジュヴァン教育改革案（佛國）一九四七年、

ドイツ教育に對する米軍政部指導方針の要項、

Butler Education Act 1944、

註2 宗像誠也、昭和二六年 教育研究入門（教育行政 二六〇頁 學藝圖書株式會社、東京大學教育學部研究室、教育政策の類型として、一、絕對主義的教育政策 二、自由主義的教育政策 三、社會主義的教育政策を擧げ

ている。

註3 スターリン憲法第一二一條、日本國憲法第二六條

一 教育平等の原則に基づく教育政策

(1) 教育平等の原則は、わが國教育政策上、基本的地位を占めるに至つた。即ち日本國憲法の教育規定である憲法第二六條第一項に「すべて國民は、法律の定むるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。」と規定する。その意味するところは、すべての國民は、能力相應の教育を受ける權利を有する。ということとは基

本原則であつて、そのことについては、法律で定める。とするものであつて、スターリン憲法（一九四八年修正）の規定によれば、第二二一條

「ソ連邦の國民は教育を受ける權利を有する

この權利は一般的義務的初等教育、七年制教育の無料制、高等學校に於ける優秀なる学生の國家的給費の制度、學校に於ける授業並びに工場、ソフホーズ、機械、トラクター配給所及びコルホーズに於ける勤勞者の無料の生産技術及び農業教育によつて保障される。」

と規定して、第一項において、國民の教育權の原則を規定し、その權利の實質的保障として、第二項の諸事項をあげているのであるが、日本國憲法においては、第二六條第一項に、教育平等權を規定し、その權利の實質的内容規定については、「法律の定めるところにより」として法律に委任しているのである。即ちスターリン憲法の第二項に相當するもの（内容は同一ならざるも）は、これに當るものである。また、本条項は、委任する法律の規準原則として有する意味において、憲法第二四條第二項「法律は、個人の尊嚴と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」としてあるような、立法上の準則として、遵守せらるべきものであつて、即ち教育立法は、能力相應の教育平等權が尊重されて、なされなければならないとするものである。従つて、本条項は、法律の定めるところにより、能力相應の教育平等權を、一般的に又は、特定の制限し得るとするものではなく

国民の有するこの教育権は、教育立法の基本準則として、教育政策の根本原則たる地位を占めているのである。能力相応の教育平等権の實質的内容的保障を立法に委任して、権利の實質的うらづけによる実現を期待しているのである。⁽²⁾これに依りて教育基本法第三条において、從來阻止されていた性別、門地、⁽³⁾並びに人種等の教育上の差別を撤廃するのみにとどまらず、財政上就学困難なものに対しても、能力相応の教育を受けさせるために、国及び地方公共団体に対して、就学援助の途を講ずべきものとしている。⁽⁴⁾この奨学の義務は、国家及び地方財政上の能力によつて制限され、完全な援助は至難のことではあるが、国及び地方公共団体は誠意ある施策を講じなければならないものである。国民が教育を受ける権利があり、国家は、国民に能力相応の教育の機会を平等に与えなければならないとする法理については、次の如く考えられる。人間は「社会的動物」であるといわれている如く、社会生活によつてのみ生存を全うするのである。社会生活をするためには、個人は、自己の所属する社会に順応し、社会化されなければならない。また社会の存続発展は、その社会に所属している個人に依存しているものであつて、個人と社会は一体的相互依存関係にある。しかして、この一体的相互依存関係にある個人と社会の存立発展は、教育を通じてなされるものであつて、ここに、個人は自己の生存発展のためと、社会の発展のために教育を受ける自然の権利を有する根拠がある。また社会は、社会自身の存続発展のためと所属する個人の発展のために、個人を教育する権利を自然に有する根拠がある。⁽⁵⁾この両

教育権は、人間の社会生活が必須のものであつて、生存の根本条件である本然の人間生活に伴う自然の権利である。教育権を有する社会については、⁽⁶⁾社会發達の観点より諸種の見解もあるであろうが、近代国家の誕生以後の諸種社会にあつては、家庭の教育権と国家の教育権が論じらるべきであらうが、いづれにしても、教育は子女が所属する社会の恣意によつてなされてはいけない。子女は権利の客体ではなく、権利の主体であり、人格者である。⁽⁷⁾しかし、子女は、未成熟者であつて、社会の庇護と補導を要するものである。この可能体としての人格者に対して、愛と権威とをもつて、心身の發達に好影響を計劃的に及ぼしていかうとするいとなみは教育である。従つて、教育する権利を有するものは、自己の信ずる真理に基づいて、被教育者の幸福追求の道を教え、自己の権利の尊重すべきことを教え、他人の権利、個性を尊重すべきを教え、その顯現する意思を尊重するとともに、未成熟者の潜在的可能的意思をも尊重して、よしんば、現在はその意思するところと反しても、理想的可能体者としての意思状態に基づいて、教育導きうるのである。この故にこそ、教育する権利を有する者は、真理具現の権威者であり、真理を愛し、理想的可能体としての子女を愛するものでなくてはならない。従つて、教育権を有する社会の性格については、所属する個人の自由、権利、個性を尊重し、育成すること、当然に社会自身の発展をも、もたらすもので、個人尊重の教育は、公共性と相反のものではなく、個人の自由、権利、個性は本質的に内在的に公共性を伴うべきものとする立場に立つて、これを最大に尊

重し、育成することによつて、社会の發展を期待するものである。ここにおいて、基本権として個人の享有する教育権は、侵すことのできない永久の権利であるとともに、これを常に公共の福祉のために用いる責任を負うものというべきである。個人は、天分、個性、生活上の必要に応じて、教育を平等に受ける機会をうることは、個人の完成上必須なものであり、個人が社会に貢献しうる唯一の途である。これは、個人を社会的に正当に位置づける基本的要件である。

以上によつて、教育平等の原則は、教育政策の基本的中核的地位を占めることの正当性が了解しうると思う。国家が、すべての国民のために、自然の権利として享有する教育権を法的に、これを確立保障し、更に個人の教育権を、財政的な援助によつて、実質的保障するまでに至つたことは、教育政策史上の特筆事である。

- 註1 第一次遣日合衆國教育使節團報告書（一九四六・三・三一）、日本教育制度に對する管理政策（一九四五・一〇・二二）、日本教育制度改革に關する極東委員會指令（一九四七・四）、第二次訪日アメリカ教育使節團報告書（一九五〇・九・二二）、日本國憲法（昭和二二・一一・三）第十四條第二六條、第九八條、教育基本法（昭和二二・三・三一法律第二五號）第三條、學校教育法（昭和二二・三・三一、法律第二六號）、社會教育法（昭和二四・六・一〇法律第二〇七號）、圖書館法（昭和二五・四・三〇法律一一八號）、

註2 我妻榮、昭和二三年 新憲法と基本的人權 二〇四頁 憲法普及會編に於いて「この規定は生存權的基本權の性格を有するもの」と述べている。

註3 學習院は特權學校の首であるが、その性格は次の章程規則によつて知られる。

華族學校職制章程「學校ハ華族ヲ教育スル所トス」、明治十一年十月編成の學則「學習院ハ明治十年十月十七日ノ勅諭ヲ遵奉シテ華族ヲ教導誘掖スル所トス」、明治十七年九月四日學習院規則第一條「學習院ハ專ラ勅諭ノ旨ニ基キ華族ニ適當シタル教育ヲ施シ眞才ヲ養成センカ爲メ其ノ子弟ヲ教育スルノ所トス、但シ本院ノ都合ニ依リ士族平民ノ子弟ニモ亦入學ヲ許スコトアルベシ」、明治十七年十二月二十日華族就學規則第一條「華族令第十五條ニ從ヒ華族又ハ華族ノ子弟タル者ハ學習院ニ入學セシムベシ」と規定している。

註4 學校教育法第二五條 大日本育英會法（昭和一九年二月十七日法律第三〇號）

註5 ワイマール憲法第二百十條「子を養育して其の精神及社會的能力を完成せしむることは兩親の最高の義務にして且自然の權利なり其の實行に對しては國邦及公共團體之を監督す」民法第八百二十條、

註6 教育する權利については、田中耕太郎 昭和二六年 教育權の自然法的考察 法學協會雜誌 第六九卷第三號に詳細に論じている。

註7 憲法第十一條、民法第一條ノ三「私權ノ享有ハ出生ニ始マル」

註8 憲法第十一條、（註9）憲法第十二條、學校教育法第二六條、同法第十一條、學校教育法施行規則第十三條、

二 教育平等權の意義

わが國の教育政策は、教育平等の基本的原則に基づいて推進されて

おり、教育政策は、教育平等の原則に立脚してなされることの正当性について述べたのであるが、次に教育平等権に関する法の示す諸点について吟味して所見を述べて見たいと思う。

憲法第二六条第一項に「すべて国民は、一その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とし、又教育基本法第三条第一項に「すべて国民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を与えられなければならない」と規定している。この二法によつて、教育平等権の意味する平等権は、すべての国民が内容において、ひとしい教育を受けるとする内容上の平等を意味するのでなく、すべての国民が能力別によつて、各自の能力相応の教育を受ける機会については、了解される。これは、教育の本質上、各個人の能力を無視して為されうべきものでないからである。即ちすべての国民は、各自の天分、個性又は生活上の必要欲求に應じて、教育を受ける機会について全く差別待遇を受けないとするものである。能力相応の教育を受ける機会が平等に与えられるためには、国家が能力相応の教育機関を準備し、又国民が能力相応の教育を受けるために自主的な教育活動を助長奨励する施策が講じられなければならないのであつて、前者については学校教育法により、後者については、社会教育法によつてなされている。これら教育の各種機関において、心身正常者の發達に應ずる普通教育、高等教育、各種専門教育、並びに學術教育の施設を設け、又特殊教育施設を設けて、心身故障者の教育の機会を保障し、公

民教育、職業教育、趣味的教養等の教育を受ける機会を与え、又受ける方法においても、定時制、通信教育、夜間部、公開講座、特殊学校、特殊学級、出張教授等によつて、なされている。このように教育は、天分、個性に應じ、生活上の必要に應じ、更に心身正常者、心身故障者に應じて、内容、方法、施設、技術において多種多様な教育を受けられるように用意して、すべての国民は、自己の能力相応の教育を、各自の欲するところに従つて、他から制限、干渉、強制されることなく受けることをうる平等の権利を有するものである。教育平等の原則を規定する憲法第二六条第一項の規定は、教育の分野に亘る基本的、理念的規定であつて、義務教育修了後の高等教育、専門教育のみを指すものではない。(5) 仮りに、憲法第二六条第一項は、高等教育を、同条第二項は、義務教育を規定するものとするならば、同条の条項形式は、逆な配列であるということになる。しからば、同条第一項と第二項の関係は、如何なるものであるか。憲法第二六条第一項に規定する教育平等権は、その保障する実質内容については、法律に委任しているのであるが、同条第二項の義務教育は、教育平等権に基づく教育政策上特に重要且つ基礎的な教育であることから、憲法上これを規定するに至つたものである。(6) ここで問題になるのは、子女に直接就学の義務を負わせることなく、子女の就学を保護者に(原則的には両親に)負わせていること並びに、能力相応の教育権を享有するものに対して、一律平等の義務教育を負わせていることである。就学の義務を保護者に負わせている点については、教育を受ける権

利は、その子女が享有するものであるが、子女は、その有する教育権の行使をよくなし得ざる状態にあるものであつて、しかも、補導教育上最も重大なこの世代の者の教育権を確立保障するためには、義務教育の制度を設け、自然的、始源的な教育者である両親（又はこれに代る者、これを総称して保護者と称す）に、就学の義務を負わせることは民法第八百二十条「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」との関連において適切なものといふことができ⁸⁾る。即ち、子女の教育権を有する者は、民法第八百二十条の親権を行う者にあるのであつて、国家は、義務教育を制定するにあつて、就学の義務を、これらの子の教育をする権利を有し、義務を負う者に負わせることは、当を得たことである。民法第八百二十条の親権については、現代社会の有する高度に発達した学問や技術、又複雑多岐に亘る社会關係の中にあつては、その権利の一部を他に移譲せざるを得ない状態にあるのであつて、ここに国家の義務教育を容認して、子女の教育権を確立せざるを得ないものである。そも／＼親権は、親権を有する者のためにするものでなく、子の幸福のために有する義務的権利であつて、その教育する権利も、子の教育権の確立のために有する権利であつて、恣意的行使は許されないところのものである。

次に、能力相応の教育権を享有する子女に対して、一律に九ヶ年の義務教育が課せられている点について考察してみよう。人間は、社会生活によつてのみ生存を全うすることのできるものであり、社会生活をするためには、生活力を養成しなくてはならない。生活力とは、生

活上当面する諸問題を解決し、自己の計劃を遂行して行く實力をいうのであるが、この實力は、教育によつて育成修得されるものである。しかして、国民の生活力は、国家の政治、経済、文化等の總体的国力に深い關係を有するものであり、又国家の總体的国力は、国民の生活力を育成する教育に深い關係をもつものである。従つて、年限内容は不変的なものであつてはならないのであつて、憲法第二六条第二項はこれらを法律に委任しているのはそのためである。すべての国民が、一般的な国民生活をする上に必要な生活力を育成修得するために、国家が用意する国民教育は、義務教育であつて、国民生活上必須不可欠の教養を与える機会として、国民ひとしく受ける教育であるから、学校教育法第十八条（小学校教育の目標）同法第三六条（中学校教育の目標）の目標達成のために、天分、個性の相違、心身故障者と心身正常者等の相違によつて、方法、施設に配慮を要するが、民主国家の国民生活上必要な基礎的教育であつて、国民の教育平等権を確立保障する措置である。従つて、能力相応の教育を受ける権利と矛盾するものではない。

註1 佐々木惣一 昭和二四年 日本國憲法論 四二五頁 有斐閣、教育平等権について「國民は自己と同様の能力を有する者が受ける教育と同様の教育を受けることの出来るようせられるという権利を有する」と述べている。

註2 学校教育法一七、三五、四一、五二、七一條

註3 社會教育法五、二二條

註4 學校教育法五四、四四、四五、六九、七〇、七一、七五條

註5 美濃部達吉 昭和二四年 日本國憲法原論 一八五頁 有斐閣 憲法第

二六條第一項を、高等教育についての規定としている。

註6 憲法に義務教育を規定するものが多い。例えば、ワイマール憲法第一四五

條、スターリン憲法第一二一條第二項、中華民國憲法第一六〇條、アルガ

リヤ人民共和國憲法第七九條ノ二、ユーゴースラヴイヤ連邦人民共和國憲法

第三八條ノ四 朝鮮民主主義人民共和國憲法第一八條ノ二、

註7 憲法第二六條第二項、學校教育法二二、三九條、

註8 民法第八十條の親權を行う者ノ民法第八五七條の後見人、兒童福祉法

第四七條の兒童福祉施設の長、

註9 田畑忍 昭和二五年 憲法學 一六〇頁 評論社、憲法第二六條第二項

の「普通教育」について 「普通教育とは、國民教育であつて、専門教育

はこの中に入らない」と述べている。

三 教育平等の原則に基づく現行制度

教育の機会を平等にして、秀才の育成に努めることは、旧教育制度
においても、実施されていたところであるが、新憲法下の教育につい
ては、すべての國民は、能力相応の教育を受ける権利があるとして、
國民各個人の教育権が保障され、しかも、教育を能力相応に受けるこ
とに、國家が干渉しないとすする自由權的基本權たるにとどまらず、國
家が諸制度諸施設を設けて、國民の教育権を積極的に、保障せんとす
る生存權的基本權としての教育権は確立された。従つて、教育平等の
原則は、教育政策の基本的、理念的な地位を占め、これに基づく教育

制度は、一段と充實、整備されるに至つた。その主たるものには、次
のものがあつた。

(一)、義務教育制度、(二)、中等教育の解放、(三)、學校系統の一元化、
(四)、男女共学、(五)、特殊教育、(六)、奨學制度、(七)、新制大學の地域的
計劃、(八)、勤勞者に対する學校教育の解放、(九)、社會教育等を挙げる
ことができる。が、紙數の都合で、本稿においては特殊教育と奨學制
度について検討するにとどめる。

1、特殊教育

教育の平等は、盲者、聾者、精神薄弱者、身体不自由者等の心身故
障者を除外するものではない。旧制度の盲啞教育は、当初小学校令及
同施行規則中に規定されていたが、盲啞教育が發達して行き、大正十
二年八月二十二日勅令第三百七十五号を以つて、盲學校及聾啞學校令
が制定されている。かように盲啞教育の發達をみたのでわあるが、す
べての心身故障者に対して、教育権は確立されるに至らなかつた。然
るに、新教育制度においては、教育平等の立場から、これらの者の教
育権は確立された。近時医学、心理学の發達や教育技術の發達は、こ
れらの心身故障者に対しても教育効果をあげることが可能となつ
た。これらの中において、天賦の才能を發揮して、社會のため大いに
貢獻している事実もあつて、陶冶性の充分存するこれら心身故障者を
もつて、廢人または、無能力者扱いにされるべきでなく、學校教育法
第七一條において、幼稚園から高等學校に準ずる教育とその欠陥を補
うための教育を用意して、教育の機会を与え、更に就學の義務を定め

たことは、心身故障者の教育権確立上適切な措置である。

生活力を育成して、複雑多難な人生を切り開いていく力の創造は、教育によつて得られるものであるから、心身故障者に対する教育はより重大なものである。この故に学校教育法第七一条に「併せてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする」と規定しているのである。「能力に応じて、教育を受ける権利」とは、個人差生活上の必要欲求に応じて教育を受ける権利であつて、心身故障者は故障を有するという点で、正常態者と相違を有し、心身故障者であるが故に、この故障を補うことのできる教育を受ける権利を有するからである。

また、学校教育法第七五条⁽⁵⁾は、小学校、中学校及び高等学校で、心身故障者のため特殊学級を設け、疾病のため療養中の児童及び生徒のために、教員を派遣して、教育を行うことができることを規定している。このように、教育は能力相応にすべての国民が受けられることを基本原則となされていのである。特殊教育は、子女の教育権の確立を期して企図されているが、この制度の理念は、殊に實際教育の任に当る者の人間愛、教育愛に燃える誠実な努力によつてのみ実現されうるものである。これは、学校教育法第七五条の規定に「置くことができる」「行うことができる」として、教育委員会、学校長にその実施を期待している点にかんがみて、その感を深くするものである。

2、奨学制度

教育平等の障害となる今後の問題として、最も重大なものは、経済

的理由によるものである。従つて、能力相応の教育を、経済的理由によつて受けられない者に対する学費の保障が伴わない限り教育権の享有は空文に等しいものとなる。教育権の確立については、近時制定された諸国憲法において、消極的な自由権的人権にとどまらず、積極的に生存権的人権として保障⁽⁶⁾されている。わが国においても、この点法上特に強調⁽⁷⁾しているところである。従来も奨学の途は講じられていたがそれは恩恵的な觀念によつてなされてきたものであつた。新奨学制度においては、かゝる恩恵的な觀念は改められて、一種の権利と考えられるようになった。しかも、教育基本法第三条第二項「国及地方公共団体は、能力あるにかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。」の規定は、単なる秀才教育を意味するものではなく、能力相応の一切の教育をさしているのであつて、すべて国民が能力相応の教育を受けるについて、経済的理由によつて、就学困難の場合に財政的援助を受けられるようにとするものである。従つて、「能力があるにもかかわらず」とは、能力相応の教育を受けるについての能力を指しているのである。

次に、学校教育法第二五条「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の解釈について所見を述べて見たい。

この条項によつて、援助の対象になる保護者に関して、生活保護法第二条第一号の生活扶助の中に含まれるとするもの⁽⁸⁾に対して、筆者の所見としては、含まれないとするものである。即ち学齢児童、生徒の

保護者は、生活保護法第二条第一号「能力があるにもかかわらず、勤勞の意思のない者、勤勞を怠る者その他生計の維持に努めない者」は保護しないと云うのであるが、これは保護者自身が直接に援助の効用を受ける性質のものならば、この条項が適用されるのであるが、学校教育法第二五条の規定は、保護者の怠惰、性行不良とかにかかわらず、現に経済的理由で就学困難な児童、生徒であると認められるならば、援助の対象となるものである。学齡児童、生徒の就学は、子女の教育権の確立にあるので、これを保護者が、援助の欠格者というので、保護者も、市町村も就学に伴う経済的条件を整えないというなら、その子女の教育権侵害これより大なるはなしと言ふべきであり、彼の人生を切開いていく力を育成する教育の機会を失うことは、家庭、社会、国家から棄てられた子となることを意味するものであつて、未完成者である子女の人権の蹂躪これに過ぎるはなしといつて過言でない。この故に市町村において、学校教育法第二五条に基づく就学援助と、生活保護法に基づく生活扶助とは、判然区別すべきものである。生活保護法第十一条第一号規定の生活扶助は、日常生活上の衣食住の狭義の生活を意味するものであつて、このことは、同条第四号に生業扶助を規定していることによつても理解できることである。就学援助を規定する学校教育法第二五条は、義務教育を受けるため物的条件を整えて、就学を可能にすることを意味するものであつて、学齡児童、生徒の保護者の怠惰、性行不良によつて制限されるものではない。就学援助物件の他への流用の問題は別のことである。

註1 教育史編纂會編修 昭和十四年 明治以降教育制度發達史 第四・六・八卷教育上の機會均等の項目 龍吟社、

註2 中島太郎 一九五一年 教育行政要論 六八頁 岩崎書店

註3 穂積重遠 昭和十四年 改訂民法總論 有斐閣において、「準禁治産宣言の請求があつたときは、裁判所(家庭裁判所)は必ず其宣言をするとの論があるが此の場合、禁治産の場合とは異なり、此等三種の者についてなほ準禁治産宣告の必要ありやを考慮する余地があるから第一一條は文字通りに「準禁治産者ト……スルコトヲ得」と解釋すべきであらう。一四六頁、準禁治産の宣告をしても必ずしも保佐人を附けることを要せぬという意味に第一一條を讀む論者もあるが同條は「準禁治産者トシテ之ニ保佐人ヲ附スルコトヲ得」と一息に讀むべきである。と述べている。一四七頁、民法第十二條(、)、()は筆者加筆す。

註4 学校教育法第七一條 盲學校、聾學校又は養護學校は夫々盲者聾者又は精神薄弱、身体不自由その他心に故障のある者に對して、幼稚園、小學校、中學校又は高等學校に準ずる教育を施し、併せてその缺陷を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

註5 学校教育法第七五條 小學校、中學校及び高等學校には左の各號の一に該當する児童及び生徒のために、特殊學級を置くことができる。一、性格異常者 二、精神薄弱者 三、聾者及び難聴者 四、盲者及び弱視者 五、言語不自由者 六、その他の不具者 七、身体虛弱者 前項に掲げる學校は、疾病により療養中の児童及び生徒に對して、特殊學級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

註6 ワイマール憲法第一四五條 ソ連憲法第一二一條 中華民國憲法第一六一條、アルガリヤ人民共和國憲法第七九條ノ四、朝鮮民主主義人民共和國

憲法第十八條ノ三、四、

註7 憲法第二六條第一項、教育基本法第三條第二項、學校教育法第二五條、

大日本育英會法

註8 教師養成研究會編 昭和二五年 註解教育法規集 三〇頁 學藝圖書株式會社

むすび

「教育に関する万人に対する完全且つ平等な機会」とはユネスコ教育憲章前文の示したところであるが、教育政策は、万人に対して、能力相応の教育を完全に保障することを理念としてなされなければならないものであつて、わが国教育政策の方向も、これと期を一にしていることにおいて好ましい傾向にあるものである。しかし、国家の現実からしては、完全な実施は困難なことではあるが、憲法第二六條第一項の能力相応の平等権は、国家の現実的事情を考慮しつつ、法律によつて、推進しうるものとしたことは、賢明なことである。しかし、教育法は教育平等の原則的理念を離れては、制定しうるものではなく、この原則に基づいて、教育諸制度は整備せられなければならないものである。